

## 第17回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年4月27日(月)午後3時30分から午後4時45分
2. 開催場所 川西町中央公民館403号室
3. 出席委員(22名)  
会長 22番 登坂 賢治  
会長職務代理者 21番 大沼 藤一  
委員 1番 平 知恵子、2番 井上 要一、3番 黒澤 一利、4番 寒河江利廣、  
5番 鈴木 秀男、6番 米野 則雄、7番 新野 勝廣、8番 須貝 寿裕、  
9番 金子 秀美、10番 細谷 則雄、11番 高橋 睦子、12番 内山 雄次郎、  
13番 山田 良一、14番 加藤 敏之、15番 佐藤 総一、16番 小形 耕一、  
17番 江袋 實、18番 星野 廣志、19番 新野 庄右エ門、20番牛谷 清海
4. 議事日程  
第 1 議事録署名委員の指名  
第 2 会議書記の指名  
第 3 会期の決定  
第 4 報告第23号 特別委員会事業結果及び事業計画の報告について  
第 5 報告第24号 農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告  
について  
第 6 報告第25号 非農地証明の結果報告について  
第 7 報告第26号 人・農地プラン検討会の結果報告について  
第 8 議 第 71号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
第 9 議 第 72号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(賃貸借権の設定)  
第10 議 第 73号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(使用貸借権の設定)  
第11 議 第 74号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
(所有権の移転)  
第12 議 第 75号 農用地利用集積計画に対する決定について  
第13 議 第 76号 農地中間管理機構による農用地の買入の要請について
5. 農業委員会事務局職員  
事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 佐藤 紀子、農地主査 前山 律雄、  
主任 米野 徳子、主事 原田 恭兵

## 6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

会長 登坂賢治

みなさん本日は、お忙しいところご参集いただきありがとうございます。

春作業もだいぶ進んできたようで、皆様の顔も日に焼けておられるようです。暖かい日が続いており、苗が焼ける心配もあります。農業情勢ではTPPの雲行きが怪しくなってきたり心配なところもございますが、何とか影響がないように落ち着いてもらいたいものだと思います。本日は夕方、職員の歓送迎会も予定されておりますので、皆様のご参加もよろしくおねがひします。本日もスムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げまして、あいさつといたします。

(会長 登坂賢治は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 登坂賢治

それでは、ただ今より第17回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、22名であります。欠席届のあつた委員はおりません。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。10番細谷則雄委員、11番高橋睦子委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに米野主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第23号、特別委員会事業結果及び事業計画の報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

資料の1ページをご覧ください。日程第4、報告第23号、特別委員会事業結果及び事業計画の報告について。

(事業結果及び事業計画の報告についてを朗読により説明)

議長 登坂賢治

本件は、報告案件ではありますが、ご質問ございますか。

(質問なし)

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 登坂賢治

日程第5、報告第24号、農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

農地主査 前山律雄

資料の4ページをご覧ください。報告第24号、平成27年3月27日農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告について。川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。3月申し出件数6件、27,326㎡。個人への調整決定件数3件、4,156㎡。支援センターへの調整決定件数2件、4,773㎡。不調1件、18,397㎡。所有権移転合計5件8,929㎡です。利用権の設定。3月再設定件数16件、田132,192㎡。3月申し出件数6件田40,039㎡。個人への調整決定件数6件田40,039㎡、利用権設定合計22件、田172,231㎡です。

なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 登坂賢治

本件は、報告案件ではありますが、ご質問ございますか。

(質問なし)

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 登坂賢治

日程第6、報告第25号、非農地証明の結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

農地主査 前山律雄

15ページをご覧ください。報告第25号、非農地証明の結果報告について。件数は3件です。

(非農地証明についてを朗読により説明)

議長 登坂賢治

本件は、報告案件であります。ご質問ございますか。

(質問なし)

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 登坂賢治

日程第7、報告第26号 人・農地プラン検討会の結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

19ページです。報告第26号 人・農地プラン検討会の結果報告について。

(別紙、朗読により説明)

議長 登坂賢治

本件は、報告案件であります。ご質問ございますか。

(質問なし)

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 登坂賢治

日程第8、議第71号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

20ページをご覧ください。議第71号農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は4件です。

(議第71号1番から4番について朗読により説明)

以上です。

議長 登坂賢治

次に質問等について求めます。質問等ございますか。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第9、議第72号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(賃貸借権の設定)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

22ページをご覧ください。議第72号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は5件です。

(議第72号1番から5番について朗読により説明)

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めますが、議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で、番号1番は、議席6番米野則雄委員に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、議席6番米野則雄委員については、本人に係る案件について審議中は室外に退席といたします。

始めに、番号1番の件について審議を行うので、議席6番米野則雄委員は退席願います。

(米野則雄委員退席)

事務局より番号1番の件について説明を求めます。

農地主査 前山律雄

(番号1番の件について、朗読により説明)

議長 登坂賢治

次に番号1番の件について、14番加藤敏之委員より現地確認の結果について報告願います。

14番 加藤敏之委員

番号1番について、4月17日現地調査をしてみました。今回の申請は貸し直し、規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a借賃●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

番号1番について、担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

16番 小形耕一委員

賃貸人の持ち分3分の2ということですが、持ち分は3分の2であれば、一人の契約でも大丈夫なのですか。残りの3分の1の表示についてはどうなりますか。

主事 原田恭兵

賃貸借契約を行う場合、賃貸借権の設定については持ち分の半分を所有すれば、連名でなくても5年までの契約ができることになっております。本件の場合、持ち分半分以上の3分の2を所有しているため、一人の契約でも可能になります。

議長 登坂賢治

そのほか、ございますか。

(質問なし)

番号1番の件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

米野則雄委員の復席を求めます。

それでは、決定いただきました番号1番を除き、番号2番から5番までについて審議に入ります。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

(番号2番から5番の件について、朗読により説明)

議長 登坂賢治

次に番号2番の件について、21番 大沼藤一委員より報告願います。

21番 大沼藤一委員

番号2番について、4月20日現地調査をしてみました。今回の申請は経営縮小、規模拡

大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、10a借賃●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

番号3番及び4番の件について、20番牛谷清海委員より報告願います。

20番 牛谷清海委員

3番の件について4月22日現地調査をしてきました。今回の申請は経営縮小、規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、10a借賃●●円の賃借料は妥当と判断します。

続きまして、4番について4月22日現地確認してきました。今回の申請は経営縮小、規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、10a借賃●●円の賃借料は妥当と判断します。また、大字大塚字袋 1648 の農地は河川地内であるため農地の状況からみて、10a借賃●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

次に番号5番について、3番 黒澤一利委員より報告願います。

3番 黒澤一利委員

5番の件について4月22日現地調査をしてきました。今回の申請は経営縮小、規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、10a借賃●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第10、議第73号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

24ページをご覧ください。議第73号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は4件です。

(議第73号1番から4番について朗読により説明)

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。  
番号1番の件について3番黒澤一利委員より報告願います。

3番 黒澤一利委員

番号1番について、4月24日現地調査をしてきました。今回の申請は農業者年金受給継続にかかわる親子間の使用貸借の設定であります。作付計画も今までどおりとのことであり、問題ないと思われま

議長 登坂賢治

次に番号2番の件について、13番山田良一委員より報告願います。

13番 山田良一委員

番号2番について、4月21日現地調査をまいりました。今回の申請は農業者年金受給継続にかかわる親子間の使用貸借の再設定であります。作付計画も今までのとおりとのことであり、問題ないと思われま

議長 登坂賢治

次に番号3番の件について、19番新野庄右エ門委員より報告願います。

19番 新野庄右エ門委員

番号3番について、4月19日積雪のため聞き取り調査をまいりました。今回の申請は農業者年金受給継続にかかわる親子間の使用貸借の再設定であります。作付計画も今までのとおりとのことであり、問題ないと思われま

議長 登坂賢治

次に番号4番の件について、7番新野勝廣委員より報告願います。



7番 新野勝廣委員

番号4番について、現地調査をしてみました。今回の申請は農業者年金受給継続にかかわる親子間の使用貸借の再設定であります。作付計画も今までのとおりとのことであり、問題ないと思われまます。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第11、議第74号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

28ページをご覧ください。議第74号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用にともなう所有権の移転について許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第74号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について朗読により説明)

番号1番について県知事に送付する意見の流れに沿って説明します。工事計画は6月末より着工し、平成27年12月末で完了する計画です。農地区分は都市計画法で定められた第1種住居地域で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた第3種農地と判断されます。申請地に7世帯入居規模のアパート、駐車場を建設、整備するものです。資金については、自己資金及び借入で賄う計画です。申請地は土地改良事業施行区域内ですが、白川土地改良区からの意見書も添付されております。よって、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 登坂賢治

次に担当農業委員より現地確認等の結果について、6番米野則雄委員より報告願います。

6番 米野則雄委員

番号1番について、平成27年4月15日、黒澤一利委員、寒河江利廣委員、私と事務局で現地調査をしてみました。

申請地は、上小松東陽寺前地内にあり、ひだまりの丘ニュータウンの南に位置する都市計画区域内の休耕状態の田であります。申請地はアパート建築等を目的とした所有権移転による転用です。周辺農地はアパート建築等を目的とした所有権移転による転用です。周辺農地は宅地化が進んでおり、土地改良区からの意見書も添付されていることから周辺の農地への影響はないと思われます。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

16番 小形耕一委員

計画地の中に未改修の白川土地改良区の水路があるとお聞きしています。白川土地改良区より意見書が出されているとお聞きしましたが、実際、アパートが建った状態で農地に対する影響はないのか、白川土地改良区理事としての米野委員のお考えをお聞きしたいと思います。

議長 登坂賢治

それでは、6番米野則雄委員お願いします。

6番 米野則雄委員

このことについて、譲り受け人に直接お話をお聞きしてきました。水路の改修については、農家の方に迷惑がかからないように譲り受け人が責任をもって改修するとの確認をいただきましたのでご報告します。

16番 小形耕一委員

譲り渡し人は田もかなり所有されているようですが、不動産業を営んでいるということです。この農地の購入時期を教えてください。というのは、農地の転売の可能性がないか確認したいからです。

農地主査 前山則雄

申請書に添付された登記記載事項証明書ではこの農地を所有したのは平成7年12月となっており、転売にはあたらないと考えます。

議長 登坂賢治

ほかにありませんか。無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第12、議第75号 農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

始めに議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で、整理番号6881番は、議席22番登坂賢治に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(意義なし)

それでは、議席22番登坂賢治については本人に関する案件について審議中は室外に退席といたします。

それでは、最初に整理番号6881番について審議を行うので、議席22番登坂賢治は退席となり、会議規則第6条により会長代理に議長交代となります。交代の間、暫時休憩とします。

議長 大沼藤一

休憩前に引き続き、会議を再開します。整理番号6881番について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

議第75号農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。

35ページです。(議第75号本文及び35ページ整理番号6881番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

整理番号6881番について、質問を求めます。

(質問なし)

無いようでありますので、整理番号6881番について計画内容で原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。登坂賢治委員の復席を求めます。

登坂委員復席のため、議長を交代します。交代の間、暫時休憩とします。

議長 登坂賢治

休憩前に引き続き、会議を再開します。それでは、決定いただきました整理番号6881番を除き、整理番号6855番から6882番について審議に入ります。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

(議第75号整理番号6881番を除く整理番号6855番から6882番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

ただ今の件につきまして、ご質問があればお受けいたします。

(質問なし)

無いようでありますので、お諮りします。整理番号6881番を除き、整理番号6855番から6882番までについて計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件について計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 登坂賢治

日程第13 議第76号 農地中間管理機構による農用地の買入の要請にを上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

37ページです。議第76号 農地中間管理機構による農用地の買入の要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により所有権移転の申出を下記のとおり受理したので、同法第16条第1項の規定により買入協議の通知をするよう川西町長に要請することの可否を諮るため委員会に附議する。

(朗読により説明)

議長 登坂賢治

ただ今の件につきまして、ご質問があればお受けいたします。

(質問なし)

無いようでありますので、本案件について、川西町長に買入協議の要請することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件については川西町長に買入協議の要請をすることと決定いたします。

議長 登坂賢治、

これもちまして、第17回川西町農業委員会総会を閉会いたします。